

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトン 外1名
被告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (5)

令和7年7月17日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人	飯	田	隼	矢
同	倉	員	拓	巳
同	菊	池	和	彦
同	鶴	見	信	介
同	下	地		航
同	阿	部	純	基
同	高	橋	裕	也

被告東京都は、本準備書面において、警察の責務と活動について説明をした上（第1）、原告らの2025（令和7）年2月14日付け準備書面9（以下「原告ら準備書面9」という。）における原告マシュー及び原告シェルトンの主張に対し、必要と認める範囲で反論する（第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

第1 警察の責務と活動について

1 警察の責務の意義

警察法2条1項は、警察の責務について「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たること」とする旨定めており、この責務は大別して「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」とに分けられる。「公共の安全と秩序」は、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味し、例示として「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」が挙げられるが、もとよりこれらに限られるものではない。

そして、本条の責務を達成するための活動には、国民の権利・自由を制限するものと、そうでないものとがあるところ、前者はその根拠となる法律（法律の委任に基づく命令を含む。）又は条例の規定で認められた範囲内に限って行うことができるものである一方で、後者は本条の責務を達成する上で必要なものであれば、個別の法律の根拠がなくとも行うことができるとされている（以上につき、警察庁長官官房編・警察法解説（新版）30ないし34ページ）。

2 警察活動の態様

警察の活動には、①人から危害を加えられている者の保護、救護を要する者の発見・保護、遺失物の発見・管理、各種の事故・災害における人命の救助、交通事故等の各種の事故の防止（「個人の生命、身体及び財産の保護」のための警察活動）、②警ら活動や特定の人又は場所を対象とする警護、警備、警戒活動及び少年の補導等によって非行化を防ぐことや防犯意識の啓発、防犯指導、地域・職域における自主的防犯活動の支援、優良な防犯機器の普及へのPR（「犯罪の予防及び鎮圧」のための警察活動）、③被疑者の逮捕を含む犯罪の捜査（「犯罪の捜査及び被疑者の逮捕」のための警察活動）、④道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査（「交通の取締り」のための警察活動）などがあるところ、これらの警察活動の多くは強制力を伴わないものとして行われる。その一方で、上記の各目的を達成するために国民の権利や自由の制限を行わざるを得ない場合は、個別の根拠規定にのっとって権限行使がなされることとなる（田村正博著・警察行政法解説〔第三版〕26ないし32ページ）。

3 国民の権利・自由を制限することのない限り、警察の責務を達成するための必要な活動として、警察官が声かけ（職務上の質問）をすることは正当な警察活動として認められること

前記1で述べたとおり、警察の責務を達成するために必要な活動のうち、国民の権利・自由を制限することのないものは、個別の法律の根拠がなくとも行いうるものであるところ、これは例えば、警察が対応すべき事案を認知するために、警察が対応する必要のない事案についても広く相談を受け付け、相談者にアドバイスをすることや、市民による対警察イメージの向上につながるための音楽隊の演奏活動などが該当する（前掲警察行政法解説・96ページ）のと同じように、警職法2条1項の要件に該当するか否かを確認するために声かけ

（職務上の質問）をするなどといった具体的な犯罪の嫌疑を持つに至らない段階においても、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、相手方の自由を不当に制約することにならない方法及び態様で行われる場合には、警察の責務を達成するための警察活動として、当然に許容されるものである（最高裁昭和55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272ページ、東京地裁平成5年4月16日判決・判例タイムズ827号91ページ参照）。

この点、民事訴訟において、警察官による職務質問が国賠法上違法か否かが争われた事例として、東京地裁令和4年3月10日判決等（乙B15号証の1及び2）は、「警察官Aは、停車中の本件車両の運転席に座っていた原告が、本件車両の側方を通過する警ら用無線自動車を見て、すぐに真下に視線をそらしたように見えたことから、原告に対する質問を行うこととしたものであり、警察官Aの陳述書及び証言には、上記のような原告の挙動が「異常な挙動」に該当し、不審事由があると判断したとの部分がある。しかし、このような原告の挙動は、警察官との接触を避けようとする意思の存在を一応うかがわせるものの、本件車両が停車されていた場所は、幹線道路上で人目につく場所であり、かつ、本件車両の外観等から何らかの不審事由を疑うような事情があった様子も見当たらないことなどその他の事情を考慮すると、上記の原告の挙動のみをもって、警職法2条1項の要件に該当するとまで認めることは困難である。もともと（中略）上記のような原告の挙動は、警察官との接触を避けようとする意思を一応うかがわせるものであるから、警察官Aが原告に声をかけて質問したことは、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持にあたることといった警察の上記責務を達成するために必要な活動といえるものである」と判示しているほか、東京地裁令和7年2月17日判決（乙B16号証）は、「警察官らが原告に声をかけてから、原告が本件パイプを取り出すまでの間は、警職法2

条1項の定める職務質問の要件を満たしていたとは認められない。しかしながら、警察法2条1項が「犯罪の予防、鎮圧」を警察の責務として定めていることに照らすと、上記責務に必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである。（中略）そして、上記の場合は、警職法2条1項の定める不審事由のない者に対する一定の警察活動を認める場面であることからすれば、その許容される範囲は、職務質問の場面よりも限定的に解するべきであり、そのように解釈する限り、警職法2条1項の要件を満たしていない警察活動について、警察法2条1項を根拠に適法と認めることが、警職法2条1項の趣旨を没却させるものとはいえない」と判示しており、少なくとも警職法2条1項の要件を具備しない声かけ（職務上の質問）のすべてが違法との評価を受けるものではないことは、上記裁判例からしても明らかである。

4 小括

以上のとおり、警察の活動は警察法で定められた責務の範囲で行われ、国民の権利・自由を制限することのない限り、個別の法律の根拠がなくとも行いうるものである。そして、その責務を達成するために必要な活動として警察官が声かけ（職務上の質問）をすることは、それが警職法2条1項の要件を具備しなければ、すべからず違法との評価を受けるものでないことは明らかである。

原告らは、原告らに声をかけるに当たって警職法2条1項に定める要件を満たさないことのみをもって、職務質問が違法である旨主張するが（訴状32ないし34ページ）、前記のとおり、職務上の質問が警察法2条1項の要件を満たしていたのであれば、同質問は適法であるから、同項について触れていない原告らの主張に理由がないことは明らかである。

第2 原告らの主張に対する反論

1 警視庁においては警職法2条1項に基づかずに外見のみによる職務質問をしてはならないことを含め適正な職務質問についての指導が行われていること

- (1) 原告らは、被告東京都が提出した各警察学校における研修資料（乙B1ないし5号証）には、人種差別的な職務質問が行われないよう具体的な教授がなされていることを示す部分がないから、「本件運用」の存在が否定されるものではない旨主張する（原告ら準備書面9・5ページ）。

しかしながら、被告東京都準備書面(1)の第4の1(2)及び令和7年2月28日付け準備書面(4)の2で述べたとおり、警察学校の各課程における教養の実施要領（乙B1及び2号証）、教授細目基準（乙B3及び4号証）及び実際の教授細目（乙B5号証）の各記載内容（このほか乙A12号証の1ないし10）は、警職法2条1項に規定する職務質問の要件に言及するなど、警視庁において職務質問が法令に基づき適正に行われるよう指導を徹底していることを示している。

もともと、前記第1で述べたとおり、警職法2条1項の要件を具備していない者に対する職務上の質問であっても、警察法2条1項の規定する警察の責務を達成するために必要な活動として行われるものであって、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、相手方の自由を不当に制約することにならない方法及び様態で行われる場合には、同項を根拠とする警察活動として当然に許容されるところである。

そして、原告らのいう「本件運用」、すなわち、警職法2条1項の要件がないのに、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて職務質問を行うなどといったことは、法令に基づかない不適正な行為であるから、警視庁における前記指導に、こうした職務質問を行ってはならないという趣旨が

含まれていることは自明である。その一方で、警察教養の実施要領や教授細目基準を示した通達等の類の文書において、このような職務執行の大前提とすべき事項まで特に明記されていないとしても何ら不合理ではない。

また、警視庁地域部は、令和3年1月27日、自動車警ら隊の警察官が、日本人男性に職務質問をした際に、ドレッドヘアーでおしゃれな方が薬物を持っていたことがあるので声を掛けた旨の発言をした事案があったこともあり（当該事案の職務質問自体は警職法2条1項の要件に基づいて適正に行われたものであり、当該警察官に差別的な意図はなかったことを確認している。）、街頭活動を行う警察官に対し、改めて、職務質問をする際には人権等に配慮して対応することをより浸透させるため、「職質指導班だより」等の部内資料を発出したり（乙B6ないし9号証）、「レイシャルプロファイリングと職務質問」という題目のeラーニングの受講を促すなどして、警職法2条1項に基づかずに外見のみによる職務質問をしてはならないという当然のことを再確認させつつ、そのような職務質問であると疑われかねない不適切・不用意な言動についても厳に慎むよう再三指導しているところである。

したがって、教授細目等の内容からしても「本件運用」の存在は否定されないとか、警視庁において、人種差別的な職務質問が行われないよう具体的な教授がなされていないという原告の主張は、失当というほかない。

- (2) 原告らは、警視庁地域部発行の部内資料（乙B6ないし9号証）によっても「本件運用」の存在は否定されないとし、令和3年3月12日付けの職質指導班だより（乙B6号証）については、レイシャル・プロファイリングが違法行為であることについての教示がされておらず、外見のみによる職務質問を禁じているものではないとか、「不用意な言動はトラブルのもとです」、「安易に外見のみで職務質問を実施した場合、『差別を受けた』などの抗議

を受ける場合があります、大きな社会問題に発展する可能性があります。」との記載があり、単に人種差別という批判を受けることを防ぐことに力点が置かれていて、職務質問後の言動によって批判を受けることがないように注意喚起しているだけである旨主張する（原告ら準備書面 9・7 ページ）。

しかしながら、同職質指導班だよりには、「容姿（髪型等）」「服装」と併せて「人種」「国籍」等と大きく掲示され、「容姿（髪型等）、服装だけでは、職務質問の合理的な理由とはなりません。」などと記載されており、人種や国籍だけをもって職務質問を行ってはならないという趣旨も含んでいることは明らかであるから、外見のみによる職務質問を禁じていないという原告の主張は、明らかに同職質指導班だよりの内容を曲解するものである。この点、警職法 2 条 1 項に基づかずに外見のみによる職務質問をしてはならないということは至極当然のことであるため、直截的な文言として記載されていないものにすぎない。

また、同職質指導班だよりには、原告らのいうように「不用意な言動はトラブルのもとです」、「安易に外見のみで職務質問を実施した場合、『差別を受けた』などの抗議を受ける場合があります、大きな社会問題に発展する可能性があります。」との記載があるところ、外見のみによる職務質問であると疑われかねない不適切・不用意な言動をしないよう指導すること自体、何ら不当なものではないし、これらの記載をもって、原告らのいう「本件運用」の存在がうかがわれることになるものではないことも明らかである。

- (3) このほか、原告らは、令和 4 年 9 月 22 日付け幹部連絡（乙 B 8 号証）に「警察官の言動等によっては、相手方から『人種差別である』などと、批判を受ける可能性があるので、正しい知識を習得させ、自信を持った積極的な職務質問を推進してください」との記載があることをもって、職務質問の不

審事由の認定において差別をしないことではなく、その際の発言によって差別と批判されないようにすることを教示、指導する内容となっている旨主張する（原告ら準備書面 9・7 ページ）。

しかしながら、この点についても、原告らはその内容を曲解している。

そもそも、同幹部連絡は、「職務質問は、警職法 2 条に規定された『職務質問の要件』を満たす必要があり、容姿、髪型、服装等の外見のみで、職務質問の可否を判断することはでき」ないこと、すなわち、警職法 2 条 1 項に基づかずに外見のみによる職務質問をしてはならないということを外国人に対する職務質問時の「基本事項」に据え、更にはこの「基本事項」を繰り返し教養するよう警察署等の幹部に依頼しているのであるから、「差別をしないこと」を指示していないとの原告らの解釈は全く当たらない。

また、外見のみによる職務質問であると疑われかねない不適切・不用意な言動をしないよう指導すること自体、何ら不当なものではないことは前述したとおりであり、原告の指摘する記載をもって、原告らのいう「本件運用」の存在がうかがわれることになるものではないことも明らかである。

なお、原告らは、令和 4 年 3 月 31 日付け職質指導班だより（乙 B 7 号証）及び令和 5 年 2 月 28 日付け職質指導班だより（乙 B 9 号証）によっても、「本件運用」の存在が否定されるものではない旨主張するが（原告ら準備書面 9・8 ページ）、前記と同様、その主張は全く理由がない。

- (4) 以上のとおり、警視庁においては、警職法 2 条 1 項に基づかずに外見のみによる職務質問をしてはならないことを含め、適正な職務質問についての指導が繰り返し行われていることは明らかであり、これら指導の内容をもって「本件運用」の存在は否定されないといった原告らの主張は失当である。

2 原告マシューに対する三鷹署員の対応に国賠法上の違法はないこと

(1) 原告マシューは、当時自身が「本件パトカーの方を見るや、側方通過時に本件パトカーに視線を向けたままの状態をそむけ」た事実は存在しないとした上、仮にそのような事実があったとしても、そのことをもって警職法2条1項の「異常な挙動」に当たるとはいえない旨主張する（原告ら準備書面9・12及び13ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告マシューの主張は失当である。

ア 被告東京都準備書面(1)第3の2(1)で述べたとおり、原告マシューに対して職務質問をすることとした端緒は、本件パトカーの助手席に乗車していた桑代巡查長が、右折のため交差点の手前で停止中、対向車線を目測時速約20から30キロメートルの速度で進行してきた本件乗用車の運転者（原告マシュー）が、本件パトカーとすれ違う際に本件パトカーを意識しているように見えたことからこれを不審と認めた、というものである（乙B12ないし14号証）。そして、被告東京都の令和6年11月26日付け準備書面(3)の3で述べたとおり、この際の原告マシューの具体的な挙動は、本件乗用車が接近するに際し、原告マシューが顔を向けて本件パトカーの方を見るや、側方通過時に本件パトカーに視線を向けたままの状態を顔だけをそむけた、というものであった。

これに対し、原告マシューは、この際の状況について、「前方を見ながら運転中、前方の対向車線からパトカーが進行しているのが視界に入り、これを一瞥したが、そのまま前方を向いたまま運転を継続した」と主張しているため（原告準備書面9・12ページ）、少なくとも、その当時、原告マシューが本件パトカーの方を見たということは、双方に争いがない事実ということになる。

イ 警職法2条1項にいう「異常な挙動」とは、その者の態度・着衣・携行

物等が、通常（犯罪と無関係な状態）ではなく、怪しいと思われることを意味するところ、警職法2条1項に規定する職務質問については、客観的・合理的にみて「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由」があるといえなければ、この規定に基づく職務質問を行うことはできないとされている一方で、警職法2条1項にいう「異常な挙動」であるか否かを判断するに当たっては警察官の合理的な知識・経験が反映されるのは当然であって、一般人が見て不審と分かる場合に限られないと解されている（前掲警察行政法解説・202、203ページ）。何らかの客観的な不審な状況があれば、積極的に声をかけて質問し、当該不審が解消されれば、直ちに質問を打ち切るというのが職務質問の基本であり（田宮裕ら編・大コンメンタル警察官職務執行法93ページ）、この点、職務質問の正当性の限界が争点となった刑事事件の最高裁決定（最高裁昭和29年7月15日第一小法廷決定）の最高裁判所判例解説（昭和29年度刑事篇191ページ）においては、「もともと職務質問というものはしかく慎重を期する要はなく、気軽るにやってよいものであろう」との言及がされているところである。

一般的に、パトカーとすれ違う際にパトカーの方を見たというだけの動作自体は、多くの場合「不審」ということにはならないと思われるが、街頭において制服警察官やパトカー等の存在に気付いた際の反応というのは、「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしている」のではないかと疑いに繋がり得る重要なポイントの一つである。パトカー等の方を見て目や顔をそらすといった典型的な挙動を含め、全体的な目や顔の動きから、警察官において、通常とは異なる怪しさ、不審性を看取し得るような場合は、警職法2条1項の要件に該当すると判断し、その者に対して職務質問をし

ようにすることは許容されるというべきである。この点、刑事事件の事例ではあるが、覚醒剤取締法違反被告事件において、職務質問が要件を欠くなど、採尿に至る捜査手続に重大な違法があるとして、得られた尿の鑑定書等が違法収集証拠に当たるか否かが争点となった事例として、東京地裁令和4年2月2日判決（乙B17号証）は、事実認定のうち「警察官は、令和3年4月7日午後7時48分頃、日暮里駅構内で警ら中、被告人と目が合った瞬間、被告人が目をそらして早足になったことから、気になって職務質問を開始した」との当該職務質問の適否について、「職務質問から強制採尿に至るまでの警察官らの行為に違法はなく、被告人の尿の鑑定書は、違法収集証拠ではないと認められる」と判示しているほか、類似の事例として、大阪地裁平成29年2月13日判決（乙B18号証）は、「パトカーに乗ってパトロールしていた際、被告人がパトカーを見て少しうつむいて足早に去ろうとしたのでそれを端緒に被告人に声を掛け、午後10時20分頃職務質問を始めた」との警察官の供述する任意同行までの経緯に対し、「被告人が当時パトカーを見てうつむいて足早に去ろうとしていたと認められるから、職務質問を行うことを相当とする状況はあったといえ、この点を争う弁護人の主張は採用できない」と判示しているように、刑事公判において、相手方の「目をそらす」、「うつむく」といった挙動を警職法2条1項にいう「異常な挙動」と認めて職務質問を開始すること自体何ら違法とはされていない。

しかるところ、桑代巡查長は、約10年間、日夜街頭で職務質問を行う地域警察官として培ってきた知識と経験に基づき（桑代巡查長は日本最大の歓楽街を管轄する新宿警察署の地域警察官として勤務していた経歴も有している。）、停止中の本件パトカーの助手席において、対向から走行し

てくる車両の運転者を注視している際、本件乗用車を運転する原告マシューの本件パトカーの存在を変に意識するような上記の挙動から、通常とは異なる不自然さ、違和感を感じてこれを不審と認めたものであって、客観的見地からも、その判断（推論過程）が不合理であったとはいえない（なお、本件に近い事例で、警察官が、パトカーに乗車して警ら中、対向車線を走行していた者が目をそらしたように認めて不審と感じ、その者に職務質問することとしたという事案につき、職務質問に違法はない旨判示した裁判例として、東京地裁令和2年3月24日判決等（乙B19号証の1及び2）がある。）。

これに対し、原告マシューは、被告東京都が主張するような現場経験を重ねた警察官が目や顔の動きなどから看取り得る挙動は、警職法2条1項にいう「異常な挙動」に該当せず、警察官の主観的判断に基づいて職務質問をすることはできない旨主張するようであるが（原告ら準備書面9・14ページ）、根拠を伴わない独自の見解にすぎず失当である。

ウ したがって、桑代巡査長が、原告マシューに対して職務質問をすることとした判断につき、合理性を欠くところがあったとはいえない。

なお、この点に関し、原告マシューは、「パトカーの方を見るや」というのがどのような位置関係であるのか、「側方通過時」というのがいつからいつまでの時点を指すのか、「見るや」の時点と「側方通過時」とはどのような関係にあるのかについて明らかにするよう求めている（原告ら準備書面9・15ページ）。当該出来事は、3年以上前のことであるため正確な位置関係を特定することは極めて困難であるところ、本件パトカーが基督教大裏交差点内で停車していた概ねの位置（右折待ち車両の先頭から2台目であったか3台目であったかは桑代巡査長の記憶上不明確であ

る。)からの、桑代巡査長における本件乗用車及び原告マシューの挙動に対する視認状況は、この度被告東京都が提出した再現動画(乙B20号証。ファイル名①が先頭から2台目、ファイル名②が先頭から3台目に停車した際に撮影した映像記録である(当該動画を撮影した際の撮影状況につき乙B21号証)。)のとおりであり、桑代巡査長が、原告マシューが顔を向けて本件パトカーの方を見ている状況を確認したのは、本件乗用車が大体、基督教大裏交差点の中央付近の位置まで接近したところであり、本件パトカーの側方を通過する際というのは、その言葉どおり、その後、本件乗用車が本件パトカーの側方に位置するまでの間をいう(桑代巡査長が原告マシューの前記挙動を現認した際の概ねの位置及び現認状況を示すものとして、現場見取図(乙B22号証)を提出する。))。

- (2) 原告マシューは、桑代巡査長が、本件駐車場に停止した本件乗用車の運転席にいる原告マシューに対し、「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので、身分証の確認をさせていただきますか。」と発言したのは、職務質問の理由、動機をそのまま開示したものとみるのが自然な解釈であるなどと主張する(原告準備書面9・15及び16ページ)。

しかしながら、繰り返し述べるとおり、桑代巡査長は、本件乗用車を運転しているのが外国人であるとの理由で職務質問をしようとしたものではない。

被告東京都準備書面(1)第3の2(3)で述べたとおり、桑代巡査長は、これまでの経験上、職務質問の冒頭で身分証の提示を求めるに当たり、唐突に身分証(運転免許証)の提示を求めると、相手に抵抗を感じられてしまうということが多々あったことから、その時々状況に応じ、簡単な理由を付して提示を求めるようにしていたところ、原告マシューに対しても同様に少しでも抵抗感を持たれないようにするつもりが、「この付近で外国の方が運転して

いるのはお見かけしないので」と切り出してしまったものであり、この発言自体は外国人である原告マシューへの配慮を欠く不適切なものであったが、決して差別的な意図に基づくものではなかった。

原告マシューは、桑代巡査長の「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので、身分証の確認をさせていただきますか。」という発言は、職務質問の理由、動機をそのまま開示したものであると主張するが、「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので」というのは、その文言どおり、身分証の提示を求める理由として述べたものであって、職務質問をしようとした理由を説明するものではないから、原告マシューの主張は誤った推測といわざるを得ない。

- (3) 原告マシューは、桑代巡査長が、職務質問を継続している中、原告マシューの妻から「不審者ですか」と問われたのに対して「違います」と返答したことは、職務質問の端緒となる不審事由がなかったことを裏付けているなどと主張する（原告ら準備書面9・16ページ）。

しかし、繰り返し述べるとおり、桑代巡査長が、「不審者ですか」と問われたのに対して「違います」と返答したのは、この時点では原告マシューを不審者とはみていないということを伝えようとしたものである。

被告東京都準備書面(1)第4の2(4)イで述べたとおり、桑代巡査長にあつては、龍源寺交差点の手前で「職務質問です。停まってもらえますか。」と始めに声をかけた際の原告マシューの応答態度、その時の本件乗用車の車内の状況（整然とした車内に家族と思わしき人が同乗している状況）、その後素直に本件駐車場に移動して本件乗用車を停止させた原告マシューの行動などからして、本件乗用車とすれ違った際に抱いた不審の度合いは徐々に低くなってきていたところ、本件駐車場において、自らの不適切な発言によって

激しい抗議に発展してからは、職務質問をしているという認識はなくなっており、実際、その後原告マシューに対しては、身分証の提示要求どころか「質問」すらしていない（乙B12及び13号証）。

こうした状況の中、桑代巡査長において、「不審者ですか」との問いに対し、当時、原告マシューを不審者とはみていないという意味で「違います」と返答したことが不自然であるとはいえず、この返答をもって、職務質問の端緒となる不審事由が元々なかったということになるものではない。

- (4) 原告マシューは、当時の映像記録（甲55号証の①。以下「映像記録①」という。）によれば、原告マシューの妻が、「不審者でもないけれど、車を停めたって言いました」、「不審者でもなく、安全運転もしていましたが停めましたとはっきり仰いました」、「でもあなたは外国人で、運転していて、不審者でもなくて安全運転しているけれども、車を停めました、あなたははっきり仰いました」などと指摘したのに対し、桑代巡査長は、自身がそう述べたことを前提に対応しているから、このやりとりの前（録画開始前）の時点で、実際に「不審者でもないのに止めた」と発言していたと推認される旨主張するものと解される（原告ら準備書面9・17ページ）。

しかしながら、その当時、桑代巡査長が、「不審者でもないのに止めた」などと説明したことはない（原告マシューの妻から、交通違反をしたかと問われたのに対し、これを否定したことはあった。）。

桑代巡査長らは、原告マシュー及びその妻が（桑代巡査長の）「この付近で外国の方が運転しているのはお見かけしないので」との発言に基づいてこの度の取扱いが差別であると抗議していたのに対し、差別的な取扱いはしていないと否定し続け、映像記録①の録画が開始された後、原告マシューの妻が「不審者でもないけれど、車を停めたって言いました」などと強調してい

る合間にも、「だから別に差別じゃないんで、差別じゃないですよ」（乙B 23号証添付の反訳内容（以下略）0：15）、「差別はしていません」（0：44）、「人種差別はしていません」（1：01）と明確に否定しているものであるから、「不審者でもないのに止めた」ことを前提として対応していないことは明らかである。そもそも、桑代巡査長において、自分自身の不適切な発言が発端となって激しい抗議を受ける中、敢えて自らの認識に反して、「不審者でもないのに止めた」などと原告マシューらの感情を更に逆なでするような説明をするというのはおよそ考え難い。

- (5) 以上に述べたとおり、桑代巡査長は、車両同士がすれ違った際の原告マシューの挙動を不審と認めて職務質問をしようとしたものであって、原告マシューが外国人であること、もしくは外見が外国ルーツであることのみに着目して職務質問をしようとしたものではない。そして、原告マシューに職務質問をしようとした桑代巡査長の判断は、当時の状況において不合理であったとはいえないから、この点について国賠法上の違法は認められない。

3 原告シェルトンに対する調布署員の対応に国賠法上の違法はないこと

- (1) 原告シェルトンは、第1事案当日、新一の橋交差点をバイクで直進しようとしており、同交差点の手前で直進の通行帯から左折の通行帯に進路変更をする必要はなかったから、そもそも進路変更禁止違反をしていない旨主張するものと解される（原告ら準備書面9・18ページ）。

しかしながら、被告東京都準備書面(1)第3の1で述べたとおり、原告シェルトンの進路変更禁止違反（本件違反行為）については、口頭警告にとどめたため当時の記録が存在せず、当時その対応をした山田巡査部長らにおいて、原告シェルトンが進路変更禁止の道路標示を越えて隣の通行帯に進路変更をしたこと以上に、具体的な走行態様についての明確な記憶はないところ、山

田巡查部長らが原告シェルトンの対応をする前に違反告知をした違反者に係る進路変更禁止違反（乙B10号証の1）及びその対応後に違反告知をした違反者に係る進路変更禁止違反（乙B10号証の2）の違反態様がそうであったように、新一の橋交差点の手前にある2つの車両通行帯が設置された道路で、進路変更禁止の道路標示を越えて、左折を指定する通行帯から直進を指定する車線に進路変更をすることがあり（前者につき乙B24号証の1、後者につき乙B24号証の2。二輪車の場合、車両通行帯にある車列の後方から最前の位置に出ようとする際に、このような違反に及ぶ可能性がある。）、本件バイクを運転していた原告シェルトンの違反もこれに類する態様であった可能性が十分にあるから、原告シェルトンの主張は、自身が進路変更禁止違反をしていないという理由とはならない。

- (2) また、原告シェルトンは、吉田巡查部長とのやりとりの状況を撮影した映像記録（以下「映像記録②」という。甲55号証の2）に、吉田巡查部長がどこから来たのか、何の仕事をしているのかなど、運転と関係のないことを質問し続け、同種の交通違反を再び犯さないよう指導警告することなく、「OK、OK」と言って、原告シェルトンを解放する状況が記録されていることからすれば、原告シェルトンが進路変更禁止違反をした事実がないことは明らかである旨主張する（原告ら準備書面9・18ないし20ページ）。

しかしながら、映像記録②によれば（原告らの文字起こし及び反訳（甲57号証）には不正確というべき点があるため、正確な文字起こし及び反訳として乙B25号証を提出する。）、原告シェルトンは、始めに「You're gonna get this guy for jaywalking? That's a violation?」（道路を横切ったからって捕まえるのかい、この俺を？これが交通違反？）と述べており（乙B25号証添付の翻訳内容（以下略）再生時間00:07）、原告シェ

ルトンが映像記録②の録画を開始する前の時点で、山田巡査部長らが、原告シェルトンの交通違反（進路変更禁止違反）について指摘していたことは明らかといえる。そして、その後のやりとりについても、吉田巡査部長は、原告シェルトンが、「You know, it's only a violation if I'm doing it. I know, I know how it goes, man. I've been here long enough.」（わかるかい、これをやったのが俺だから違反にされてるんだ。わかってる、どういうカラクリかわかってるんだぜ。もうここに来て長いからね。）（００：０７）などと述べたことから、吉田巡査部長は、これに対応して「What kind of job?」（どういったお仕事を？）（００：２４）と質問するなどしたものにすぎない。

むしろ、その後も原告シェルトンが、他の車両も同じような違反をしている旨や（００：４０）、これまでも停止を求められたことが何回もある旨述べていることなどからすれば（０１：２５）、映像記録②の録画開始前の時点において、原告シェルトンは、吉田巡査部長から進路変更禁止違反に係る警告を受け、録画を開始するに際して、これに対する不満を述べていたものとみるのが自然である（なお、映像記録②には、原告シェルトンが身分証（運転免許証等）を提示する状況が記録されていないため、録画開始前に身分証の確認は終わっていたものと推認される。）。

いずれにしても、映像記録②の内容は、原告シェルトンに対する取扱いに係る被告東京都の事実主張（被告東京都準備書面(1)第３の１）と何ら齟齬するものではなく、吉田巡査部長が原告シェルトンに対して進路変更禁止違反に係る警告をした事実があったことをうかがわせるものであるから、この点についての原告シェルトンの主張は失当である。

(3) このほか、原告シェルトンは、警察官において、交通違反の取締り対象が

日本人であれば、運転免許証以外の身分証の提示を求めることはないのに、外国人に対してのみ、運転免許証だけではなく在留カードの提示も求めるとするのは、交通違反の取締り以外を目的としていると考えるしかないなどと主張する（原告ら準備書面 9・20 ページ）。

原告シェルトンの主張の趣旨は必ずしも判然としないが、警察官が、日本人を違反者とする交通違反の取締りに際して、反則告知（道交法 126 条）後に当該違反者の居所が不明になるなどして書面による通告（道交法 127 条）ができなくなるような事態に備え、現住所が運転免許証に記載のとおりであるかを確認すべく運転免許証以外の身分証の提示を求めることはあり得るし、交通違反の取締りの対象者が日本語を解さない外国人であった場合は、すぐに帰国してしまう短期滞在である可能性もあるところ、反則告知後の出頭要請や通告等の事後手続に支障が生じないように在留資格や在留期間を確認することは通常行われている合理的な行為であるから（反則告知をせず警告にとどめた場合であっても、在留カードの提示を求めることが、当該外国人との関係で不相当・不適當な行為となるものではなく、過剰な負担となるものでもない。）、いずれにしても、原告シェルトンの主張は失当である。

- (4) 原告ら準備書面 9 における原告シェルトンの主張に対する被告東京都の反論は以上のとおりであるが、映像記録②によれば、山田巡查部長らが、警職法 2 条 1 項の要件がないのに、原告シェルトンの外見のみに基づいて職務質問を行ったものでないことも明らかである。

すなわち、映像記録②によれば、原告シェルトンは、その当時、頭部全体を覆うフルフェイス型のヘルメットを装着していたことが認められるのであり（本件バイクを運転していた際は、目の部分もシールドで覆われていた可能性が高い。）、進路変更禁止の道路標示部分から少なくとも 40 メートル

以上離れた位置（乙B26号証）で違反行為の現認のみに集中していた山田巡査部長らにおいて、本件バイクの運転者に停止を求めるに際し、その運転者が外国人であることを認識すること自体不可能であったといえる。

この点につき、原告シェルトンは、ヘルメットを被ってはいたが目の周り
は開いていて皮膚の色は視認可能であり、ヘルメットの下の部分からロック
スヘアという編み方の髪が見える状態であったから、山田巡査部長らは、停
止を求める前に、原告シェルトンがアフリカ系黒人であることを認識できた
などと主張するが（原告ら準備書面9・21ページ）、前述した視認距離等
を考慮しての主張とは思えず、無理のある推論といわざるを得ない。

- (5) 以上に述べたとおり、山田巡査部長らは、本件バイクの運転者が交通違反
をしたのを現認したことから、警職法2条1項の要件に該当すると判断して
停止を求めたものであり、山田巡査部長らの原告シェルトンへの対応につい
て、国賠法上の違法は認められない。

第3 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、本訴請求は理由がない
から、速やかに棄却されるべきである。